

# 熊本県サーキュラーエコノミー認証制度

## 認証申請の手引き

令和8年5月

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

## 1 制度の概要

### (1) 制度の目的

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、リサイクル製品等の認証を行います。県内産リサイクル製品や県内の産業・技術分野における環境配慮の取り組みを県で認証し、その利用を促進することにより、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業等の育成を図ることを目的としています。

### (2) 認証の対象（認証要件）

- ①県内の事業場で製造等がなされること。（生活環境保全のための必要な措置が講じられていること）ただし、サービス事業については、県内に事業所等が無い場合でも、県内でサービスが提供されていれば基準を満たしているものとする。
- ②認証基準（※）に適合すること。
- ③関係する法令を遵守して製造等がなされること。
- ④認証の申請時において既に県内で販売もしくはサービスの提供がなされているか、もしくは、申請から6月以内に県内で販売もしくはサービスの提供がなされることが確実であること。
- ⑤（再生資源を使用する場合は）原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。

(※) 品目毎の認証基準は、県庁ホームページに掲載している「熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱第5条第1項に規定する認証品目及び認証基準」を参照してください。

### (3) 認証製品等の周知等

- ・県のホームページへの掲載
- ・パンフレット作成、広報
- ・業界団体への周知

### (4) 認証事業者の義務

- ア 製造等の管理に係る事項その他知事が必要と認めるものを記録し、関係書類とともに5年間保存しなければなりません。
- イ 品質性能等に係る基準の適合、その他何らかの欠陥が生じたときは、直ちに知事に報告するとともに、製造・使用上の支障等が生じた場合は適切な措置を講じなければなりません。
- ウ 要領に定めるところにより、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況等に係る検査等を定期的実施するとともに、基準への適合状況、前年度の販売実績及び価格等を毎年度5月31日までに報告しなければなりません。

- ・様式第4号「認証リサイクル製品及び認証CE促進事業管理報告書」
- ・様式第5号「認証リサイクル製品及び認証CE促進事業の価格及び販売実績報告書」

## 2 令和8年度の募集について

### (1) 募集品目

#### 【リサイクル製品】

- ① 再生資源を含有したコンクリート
- ② 再生資源を含有したコンクリート二次製品（セメントコンクリート二次製品）
- ③ 再生資源を含有した外装材
- ④ 植生基材
- ⑤ 木質系資材（土木建設資材）
- ⑥ 木質系資材（その他）
- ⑦ 普通肥料
- ⑧ 特殊肥料
- ⑨ 紙類
- ⑩ バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）
- ⑪ バイオディーゼル燃料（B100）
- ⑫ プラスチック製品
- ⑬ 廃石膏を使用した製品

#### 【CE促進事業】 ※CE：サーキュラーエコノミーの略称

- ① 環境配慮設計
- ② サービス事業

※対象品目及び認証基準については、必要に応じて随時見直しを行っています。

### (2) 申請受付期間（原則年1回）

令和8年5月1日（金）から8月31日（月）まで

### (3) 申請・相談窓口

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 環境生活部 環境局 循環社会推進課（熊本県庁 行政棟新館 5階）

電話 096-333-2628

FAX 096-383-7680

メール（相談のみ受付）[junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp)

ホームページ（要綱・様式等）

※事前相談は随時受け付けています。

※土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

※来庁により申請・相談をする際は、担当者が不在の場合もありますので、できるだけ事前に御連絡のうえ、日時の予約をお願いします。

#### (4) 申請書類

##### ア リサイクル製品認証申請書（様式第1号-1）

…リサイクル製品の認証を申請する場合

##### CE 促進事業認証申請書（様式第1号-2）

…CE 促進事業の認証を申請する場合

※申請書の様式は、熊本県ホームページからダウンロードすることができます。

##### イ 添付書類

申請書に記載されている添付書類を添付してください。

※添付書類のうち、法人の登記事項証明書について、1部は原本の提出をお願いします。もう1部はコピーでも構いません。

※必要に応じて追加の書類を求めることがあります。

##### ウ 提出部数

申請書、添付書類はいずれも2部作成し提出してください。

##### エ 申請手数料

無料です。

ただし、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

#### (5) 申請・審査

ア 申請書の提出時に、チェックリストにより記載漏れや必要書類の不足が無いことを確認してください。

イ 申請書類は原則として返却いたしませんので、提出書類一式の控えを保管しておいてください。

※公的証明書等について、原本の返却が必要な場合は、返信用切手を貼付し、返送先を記載した返信用封筒を申請書類と併せて提出してください。

ウ 審査の過程で、書類の修正、再提出、必要な追加書類の提出や試験の実施をお願いすることがあります。

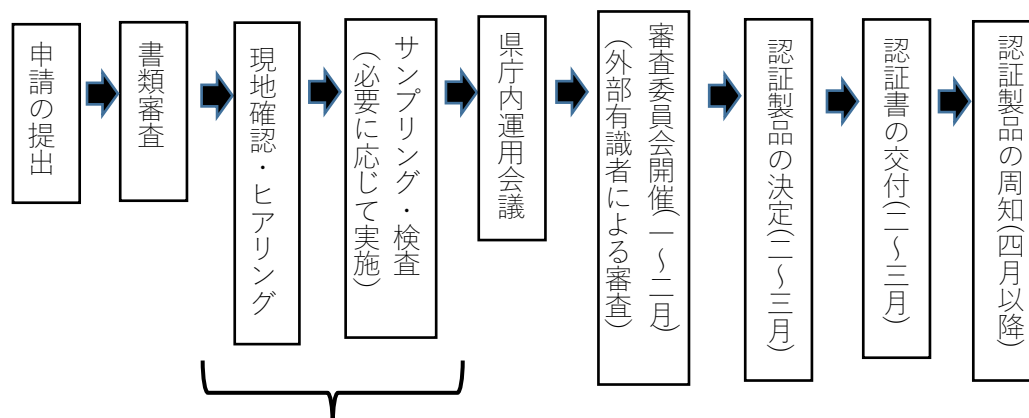
エ ヒアリング、製造工場等の現地確認については、申請書受理後、別途ご連絡します。

オ 外部有識者による審査委員会に意見を聞いたうえで、審査を行います。

カ 審査結果については、文書等により通知します。

キ 認証要件等を満たすことが確認できない場合は、認証を行いません。

〈参考〉申請から認証までのスケジュール（予定）



※書類審査と並行して実施

(6) 認証期間

認証の有効期間は、認証の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までです。有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、当該年度の募集期間中に更新申請を行ってください。

(7) 認証製品の表示

認証を受けると、認証を受けていることを表示することができます。

(8) 変更等の届出及び再認証

認証事業者は、申請内容等に変更が生じた場合は、熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱第10条に基づき速やかに届け出てください。

変更の内容によっては、改めて認証を受ける必要があります。

(9) 認証の取消

次に示す事項に該当する場合は、認証の取り消しを行う場合があります。

ア 品質、安全性等に重大な欠陥があるとき。

イ 認証要件に適合しなくなったとき。

ウ 認証事業者が不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。

エ 認証事業者が要綱第6条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

オ 県による利用が中止された認証製品に係る認証事業者が、利用中止の原因となった事項について、必要な報告等を行わなかったとき。

※県による利用の中止については、要綱第12条第2項に規定しています。